DX推進のためのアナログ原則撤廃に向けて ~電子帳簿保存法と領収書の電子化 に関する要望を中心に~

2020年10月12日



本日のプレゼン項目

DX促進のためのアナログ原則撤廃一括整備法令 (①行政手続につき措置、②民民取引で法令上規制がある ものにつき措置)

領収書の電子化に向けた要望

電子帳簿保存法における要望

DXに対する基本スタンス・キーワード

- ■最終ゴールは、各種ビジネスシーンや生活シーン毎の工程(民間取引と 行政手続双方)全体の<u>『完全デジタル完結社会』</u>
- ■完全電子化に向けて、<u>『アナログ原則根絶立法』</u>が必要
- ■社会の機運を一気に加速化するため、
 - ・**DX投資を支える支援**制度の拡充(ソフトウェア導入への手厚い支援、 商業登記電子証明書のコストの見直し等)
 - ・電子取引や電子契約の推進など<u>『DX推進国民運動』</u>
- ■税務手続きについては、**2023年のインボイス制度導入**が一つの重要な要因になる

1. DX促進のためのアナログ原則撤廃一括整備法令

規制・制度のDXの見取図

アナログ原則の完全撤廃

新しい規制・制度の創出による新市場の創出

- ①消費者、事業者(個人・企業)、行政にとっての『トランザクションコスト』低減による社会全体効率化
 - ex)民間が行政に対応するためのコスト 少なくとも71.2万人/年相当
- ②労働力不足への対応、高付加価値部門への業務シフト
 - ex) 行政対応コスト2割削減分の業務シフトにより少なくともGDP1.3兆円/年の押上げ効果
 - ex) 企業のバックオフィス業務のデジタル完結により少なくとも2兆円の生産性向上効果
- ③第4次産業革命によるデータ駆動型経済への環境整備

世界一のデジタル・イノベーション国家への転換

ex) 世銀発表のビジネス環境ランキング 18位(2019年10月発表)

アナログ10原則

- ①対面/面前原則
- ②書面での作成・備置・提出・交付・通知の原則
- ③押印原則
- 4 行政機関による印紙による支払原則
- ⑤様式原則 (一定の記入様式を定めるもの)
- ⑥出頭原則 (情報アクセスやデータ取得が出頭を前提)
- ⑦現場・店頭での専門家の常駐/配置要請の原則
- ⑧人手による目視での調査・点検・検査の原則
- **⑨原本原則**(書面を証拠書類・原本とするもの)
- ⑩現金原則

アナログ原則撤廃一括整備法令案 改正リストの主な事例①

撤廃すべき アナログ原則	項目名	淵源となる法令
	オンライン診療の全面解禁・恒久化	医師法
対面原則	オンライン服薬指導の全面解禁	薬機法
	医療用医薬品及び要指導医薬品のオンライン販売の解禁	薬機法
	オンライン教育の全面解禁・恒久化	学校教育法
	不動産取引のオンラインでの重要事項説明の全面解禁	宅建業法
		道路運送法、貨物自動 車運送事業法
	インターネット投票の解禁	公職選挙法
書面原則	下請会社に対する受発注書面、不動産特定共同事業契約、投資信託契約の約	行業法、建設業法、下請法、 不動産特定共同事業法、投資 信託及び投資法人に関する法 律、宅地建物取引業法、借地 借家法、マンション管理法、

[※]先般通常国会で成立した割賦販売法改正での説明事項伝達方法のデジタルファースト化の規定(改正割賦販売法第30条第1項から第3項までなど。 書面交付の希望があった場合のみ個別対応という規定)等の横展開

アナログ原則撤廃一括整備法令案 改正リストの主な事例②

撤廃すべき アナログ原則	項目名	淵源となる法令
	選挙活動でのメール活用解禁	公職選挙法
書面原則	医子児動でのスール間が研究 デジタル教科書の規制緩和等(各教科等の授業時数の2分の1未満という規 制の撤廃・緩和、単体発行の解禁、無償措置化等)	学校教育法
	インターネット請願の導入	請願法
押印原則 (特定方式の電	WILL 支(NED / 期日1 / 夫父 表形し エコーム 聖 - 夫父 男化 (ハオ W/V)	医師法、歯科医師法、薬剤師法
子署名のみの	民間と地方自治体の契約における電子署名要件の緩和・拡大	地方自治法
利用強制の結 果、押印対応 が継続)	建設工事の請負契約を電子契約で行う場合の電子署名要件の緩和・拡大	建設業法
	上」 耒の事務所2か所奈正規制の撤発	社会保険労務士法、行政書士法、税理士法 等
常駐・専任配	建設工事の監理技術者が「オンライン監理」で複数の工事現場の業務を兼務 することの解禁	建設業法
置原則	食品衛生責任者の「オンライン管理」による無人店舗の実現	食品衛生法
	薬剤師及び登録販売者が医療用医薬品、要指導医薬品の情報提供を薬局・店 舗外からオンラインで情報提供・指導することの解禁	薬機法

2. 領収書の電子化に向けた要望

要望事項

- ●要望事項
- ①民法の受取証書と債権証書について、原則電子化に向けていくための法改正を図る。 (書面概念の撤廃、電子支払いの場合は電子レシート対応を義務化など)
- ②上記①の円滑な施行に向けた環境整備(電子レシートに必要な要件、取引明細を記述した 各種の現在するデジタルデータとの関係の整理など)のために、総理のリーダーシップの もとに、関係行政機関等からなる検討組織を設ける。

●上記要望の狙い

デジタルファースト社会の最終形である電子取引(取引を一貫してデジタルで行う取引)へ の道筋をつける

●経済効果等

民間事業者の紙対応コストの削減、経費精算等バックオフィス業務の効率化ペーパーレスによるエコ効果 電子支払いと連動した電子レシートを活用した新サービス・新市場の創出

関係条文

●民法

(受取証書の交付請求)

第四百八十六条 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して**受取証書の交付を請求**することができる。

(債権証書の返還請求)

第四百八十七条 債権に関する証書がある場合において、弁済をした者が全部の弁済をしたときは、その証書の<u>返還を請求</u>することができる。

●高齢者の医療の確保に関する法律

(入院時食事療養費)

第七十四条 (略)

7 保険医療機関等は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収書を交付しなければならない。

●貸金業法

(受取証書の交付)

第十八条 貸金業者は、貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、その都度、直ちに、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付しなければならない。

(参考) 海外における紙のレシート廃止に向けた動き

環境問題やレシートに使われる化学物質への懸念から海外では紙のレシ 一トを削減する取組が進められている。

フランス

2019年11月、使い捨てプラスチックの廃止や廃 2020年4月から紙レシートの義務発行が廃止 棄物削減対策を含む政府提出法案に対し、与 党共和国前進党議員がレシート廃止措置を含 む修正案を提案。2020年2月、修正案を含む 「廃棄物防止・循環経済法」公布。

【現状】

消費者が要求しない限り合計額が一定金額※ 未満の買い物にはレシートは発行されない。レ ※2020年から10ユーロ以下、2021年から20ユ 一口以下、2022年から30ユーロ以下に順次拡 大。

韓国

【現状】

紙のレシート発行の有無は企業が選択できるため、 紙のレシートを廃止する企業が多くあらわれ、専用 アプリでのモバイル領収書などを活用している。

3. 電子帳簿保存法における要望

(1) クラウド会計ソフトにおける文書保存の特徴的機能

複数のツールで書類を取込み

手入力の負担を軽減し取引データ登録

データと添付書類が紐づき保存 (分析や事後検証が容易)







スマホ撮影

連携先

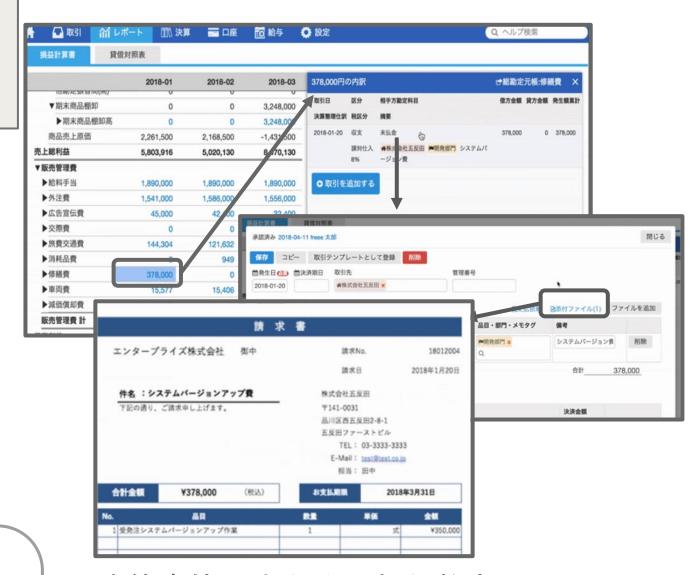
システム

機械学習による自動仕訳 (画像の場合OCRによる文字認識)

推測 =金額:1,650円 推測 =日付:4月11日

推測 =電話番号から取引先、勘定科目や品目を推測:旅費交通費





- ・決算書等にまとめられた数字から ワンクリックで内訳表示
- 各取引には、電子明細の履歴に加え、 過去の購買申請や支払依頼等の社内稟議 の承認履歴や添付書類画像が紐づいている。

例)請求書受領から出金明細が紐づくフロー



債務管理



買掛金等の 取引データ記録



支払



消込

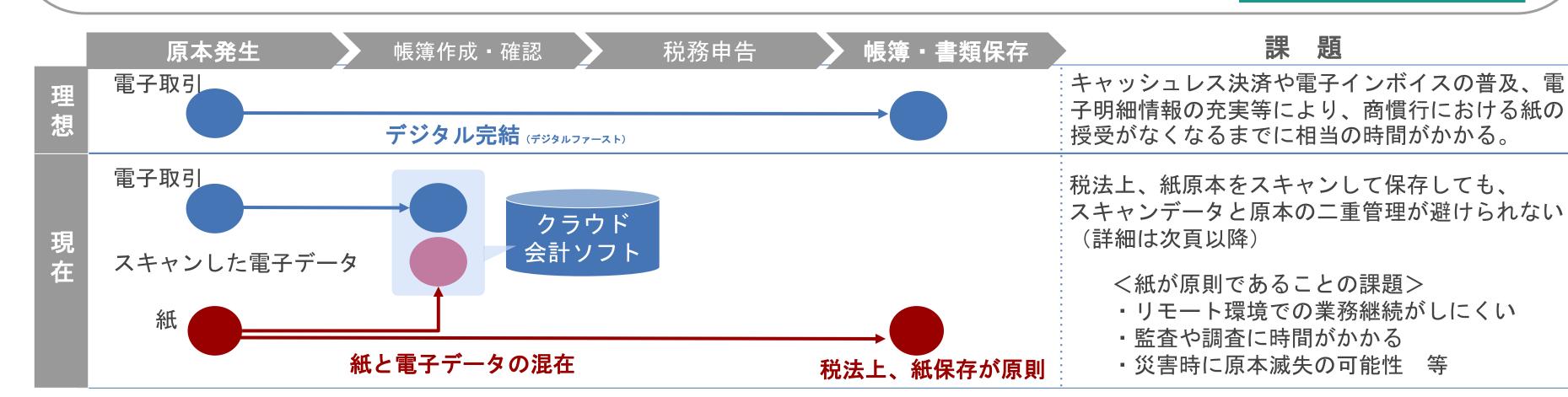
銀行等の外部エビデンスを | 同期した電子明細で突合

財務会計

(2) デジタルファーストの取引に係る理想と現状

- (電子データの取り込みによる自動仕訳を特徴とする)クラウド会計ソフトを活かした、効率的で正確な記帳のための環 境整備には、**取引を一貫してデジタルで行う「電子取引」を活用**するのが理想
 - 2.領収書の電子化

- しかし、現状の「**紙取引と電子取引が混在**」する状況では、企業の実務は、
 - ○電子データと紙の二重管理を避けるため、
 - ○紙を前提にした業務フローを組んで運用しており、
 - 業務効率化やリモートワーク推進に資する<u>電子データ活用のメリットを感じにくい</u>という実態であり、電子取引を拡大していくモチベーションが生まれにくい。
- 企業規模に関わらず、企業実務において電子データと紙の二重管理をしなくて済むよう、「紙取引と電子取引が混在する現状」から「デジタルファーストの社会」への過渡期的な措置として、紙で受け取ったデータをスキャンして電子データとして簡便に管理できる環境の整備が重要
 ▲ 3.電子帳簿保存法



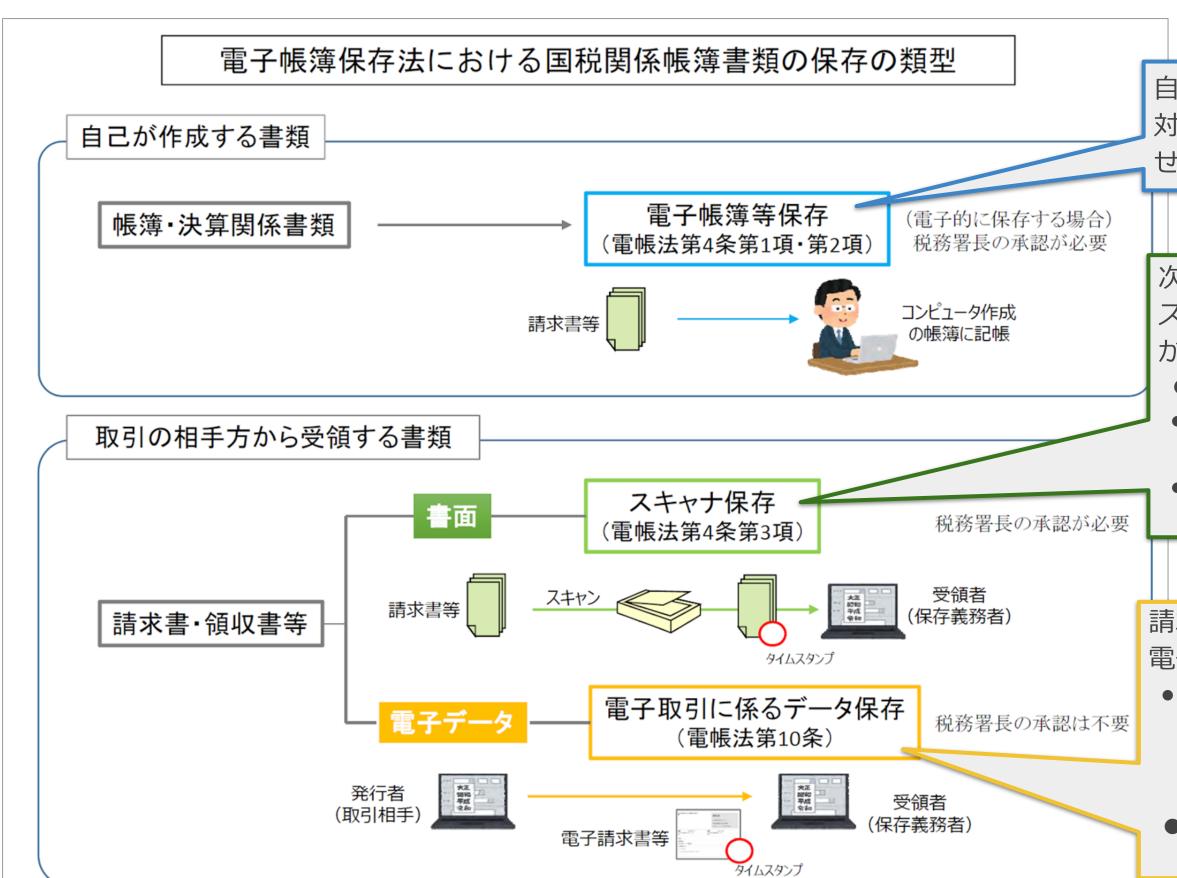
(参考) インボイス制度導入による保存対象の拡大

- 令和5(2023)年10月以降、支払対価の額が<u>3万円未満の課税仕入れについて請求書等の保存がなくとも、帳簿の保存のみで仕入税額控除</u>が認められる規定が廃止されるため、仕入税額控除のためには以下の例外を除いて、<u>原則として適格請求書等の保存が必要</u>となる。
 - 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるケース
 - ① 適格請求書の交付義務が免除される以下の取引
 - 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送 (3万円未満のもの)
 - 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等 (3万円未満のもの)
 - 郵便切手を対価とする郵便サービス (郵便ポストに差し出されたもの)
 - ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除く)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
 - ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
 - ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
 - ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ
- これにより、消費税法上の仕入税額控除のためには、例えば以下のケースでも、2023年10月より、<u>適格請求書等の記載要件を満たした</u> レシート等の受領・保存が必要となる。(現行制度では、レシート等を「受領しなかった」場合には、必ずしも所得税法・法人税法による保存義務は生じない。)
 - 支払額3万円未満の仕入・経費
 - 現状では不要(消費税法30条7項、同施行令49条1項1号)
 - 今後は、金額要件が廃止(上記①~⑤のみインボイス保存不要)
 - レシートが電子交付されたインターネットショッピングによる仕入・経費
 - 現状では不要(消費税法30条7項、同施行令49条1項2号、「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由がある場合」に該当)
 - 今後は、電子交付されたインボイスの保存要件を規定、「検索可能な状態での保存」などの要件を満たさない場合は別途紙の保存が必要
 - なお、電子交付されたインボイス(原本)を紙に印刷(副本)して保存するケース(下図3)では改ざん防止等の措置は規定されていない。

	原本 (●) は税法上の保存対象	副本	改ざん防止策等の定め
1	紙(●)		なし
2	紙	電子データ(●)	スキャナ保存制度(電帳法第4条3項)
3	電子データ	紙(●)	なし
4	電子データ(●)		電子取引(電帳法第10条)

(3)電子帳簿保存法の概要

税法においては紙での保存が原則とされているが、電子帳簿保存法等の累次の改正により、特例として電子データでの保存が認められてきた。



電子帳簿等保存とは

自社の帳簿(仕訳帳、総勘定元帳等)や決算書類(貸借対照表、損益計算書等)を、次ページにある要件を満たせば、電子データで保存ができる。

スキャナ保存とは

次の3つの要件を満たせば電子データ(スキャンまたは スマホ撮影)で保存し、税務上のエビデンスとすること ができる。

- 税務署長の承認
- **電子化されたデータのシステム上の形式要件**(画素数や タイムスタンプの付与等)
- **電子データ化における<u>企業内の事務処理上の要件</u>**(自署、 受領してから3日以内等の期間制限、定期検査等)

電子取引に係るデータ保存とは

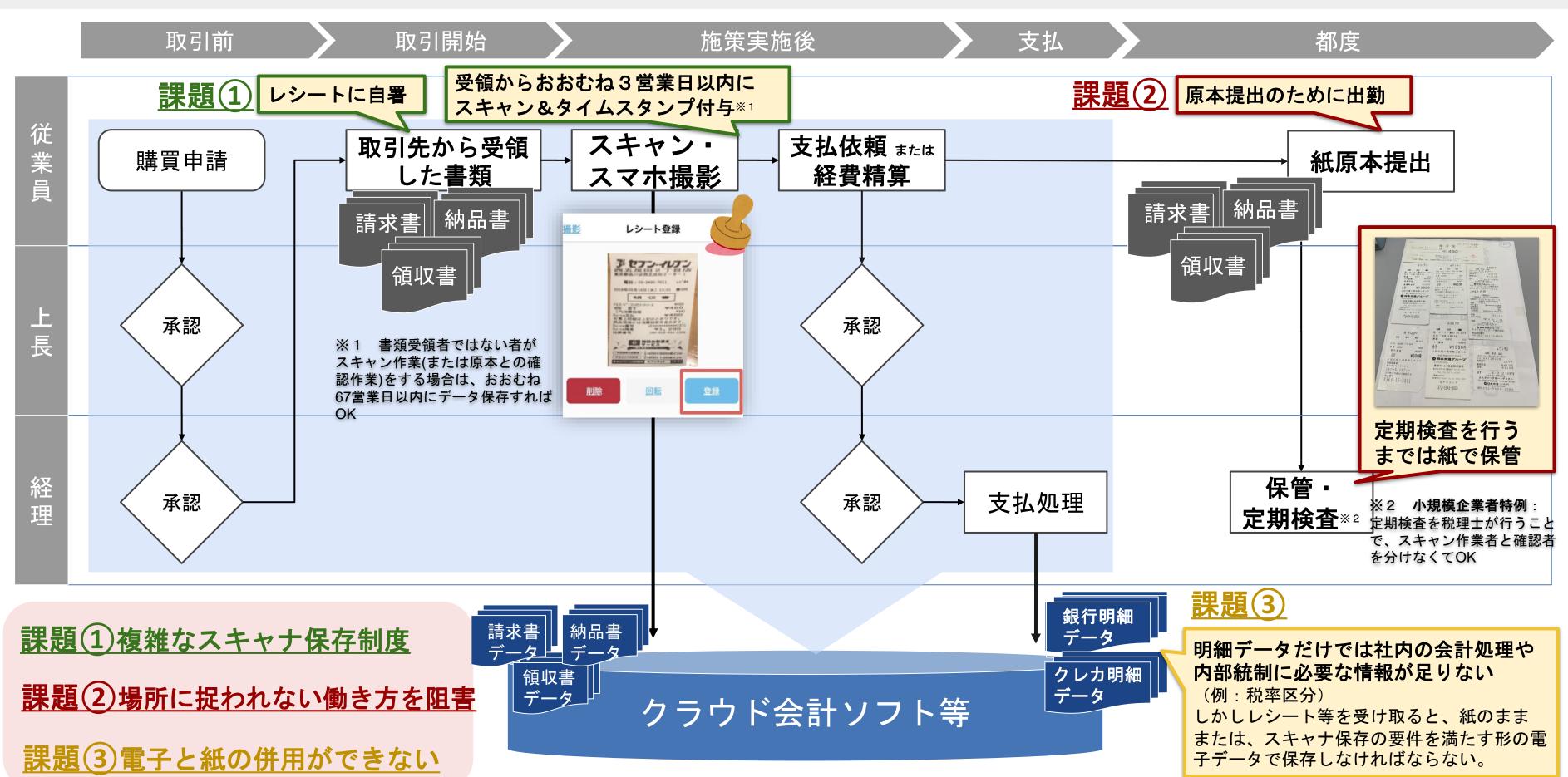
請求書・領収書等のうち、電子データで受領する書類や電子明細の保存要件を改正(2020年10月施行)

- クラウド会計ソフトや電子請求書授受サービス等に取り込まれた銀行やクレジットカードの明細データ等(利用者による改ざんが不可能なもの)があれば、 領収書等の受領やスキャン作業が不要に。
- なお、電子データ保存のための税務署長の承認は従来から 不要

【課題】

クラウド会計ソフト等のサービスを利用する中小企業における、電子帳簿保存法の

スキャナ保存制度・電子取引に基づく領収書・請求書等の管理フロー



【課題】相手方から受領した領収書等のスキャナ保存制度の課題

課題①複雑なスキャナ保存制度(法第4条第3項)・・・累次の改正で改善されるも、いまだ普及していない現状

- 全企業における<u>スキャナ保存制度の普及率は0.1%程度</u>※
- 運用やシステムの要件が細かく複数パターン定められており、中**小企業の現場ではなかなか実施できない**※参考1



人手不足で税務 署へ利用申請す る余裕がない...



制度が複雑で、営業までこの保存オペレーションを浸透させられない…

せっかくデータ化しても、一定期間は 紙で保存しないといけないから、紙と データの二重管理になってメリットを 感じない...



課題②スキャナ保存制度の紙保存要件が、企業の多拠点化や在宅勤務を阻害

今年4月以降、在宅勤務をしている中小企業で、**請求書や領収書の処理のためにオフィスに出勤した人は5割**に上る^{※参考2}

課題③電子明細と紐づく請求書・領収書等もスキャナ保存制度が適用となり、簡便に電子データとして保存できない

- (納税者が改ざん不能である)電子明細があれば、請求書・領収書等の保存が不要となる今年度の改正は大きな進歩(法第10条)
- 一方、企業が当該書類を保存する理由は、税法対応のみではなく、社内の内部統制や経費処理でも当該書類記載の情報が 必要^{※参考3}
- そのため、電子明細を税務エビデンスとして活用しつつも、補足情報として紙のスキャンデータも簡便に保存したいニーズがある^{※参考4}
- しかし、税法上は、電子明細があっても、紙書類を受領した場合は複雑なスキャナ保存制度活用または紙のまま保存することが必要
- ※ 税務署長の承認件数は、平成30(2018)年度累計で約3,000件。法人数約300万社(国税庁)として普及率を算出

【要望】税法におけるデジタルファースト原則の追求

● 要望1:目指すべき方向性(帳簿書類・スキャナ保存)

税法における国税関係帳簿書類の保存要件において、紙と電子データを同等の扱いにする。

- 〇 紙では規定されていない、データ保存特有の税務署長の事前承認、形式要件及び相互牽制要件を廃止
- 〇 自社の帳簿等も相手方から受領した書類も、多くの企業で実践できるシンプルで使いやすい電子データによる保存制度を実現 「電子帳簿保存法の廃止並びに国税通則法及び所得税法・法人税法等における国税関係帳簿書類の備付・保存に係る条文で、電磁的記録を認める改正]

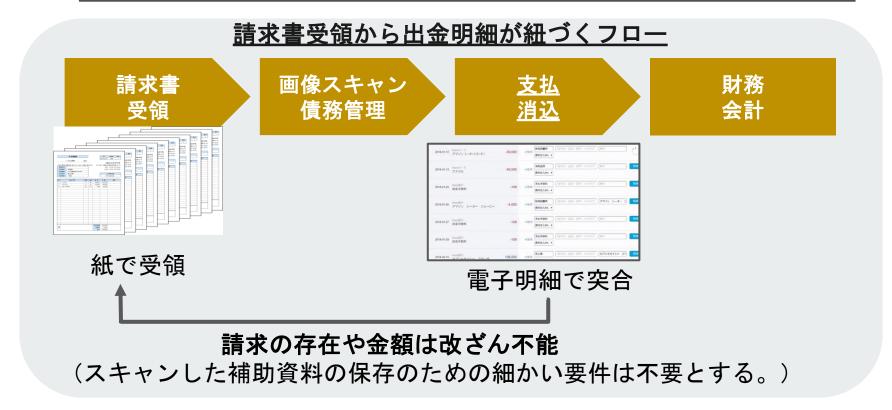
電子申告や各種給付金等を速やかに受給しやすい環境整備のために、電子帳簿等保存にインセンティブを付与する。

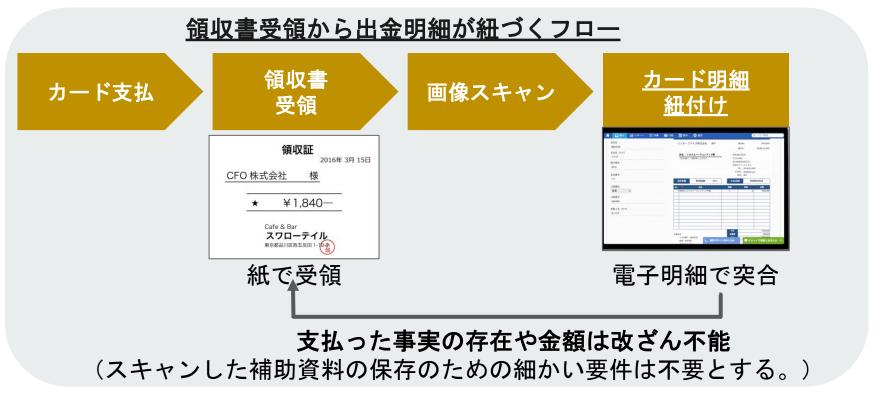
○ 電子申告による青色申告の特別控除額に、電子帳簿による控除額を上乗せ

[所得税法改正]

● 要望2:即効性のある施策(電子取引)

○ 紙で受け取った書類も、最も改ざんが難しいと思われるエビデンスである<u>金融機関等の電子明細と紐づく業務フローになっていれば、電子</u>取引の補助資料として電子データで保存してもよい規制緩和を行う(スキャン後即紙資料の廃棄を可能に)。





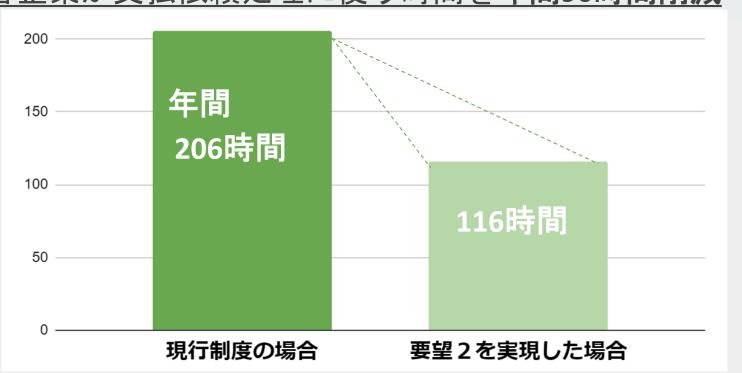
(参考) 国税関係帳簿書類の簡便な電子保存が実現することにより期待される効果

- 経済界全体の税務書類の紙保存コスト削減 (現在の紙保存コストは<u>年間約3,000億円</u>) *1
- 中小企業の生産性向上
 - o 法人300万社にて国税関係帳簿書類の電子保存が可能になり、バックオフィス業務の効率化が実現

各企業が経費精算に使う時間を年間130時間削減*2



各企業が支払依頼処理に使う時間を年間90時間削減*3



- デジタル経費精算の実現によるリモートワークの推進等、<u>企業の多拠点化や業務継続</u>に貢献
- 簡便で正確な経理・税務手続の実現に貢献
 - o 監査や調査等の事後的な対応においても、取引関係データの検索が容易に
- *1 倉庫代、運搬費、廃棄コスト、税務調査の便宜等のために保管書類の一覧等を印刷するコスト、これらの取扱いのための人件費の合計(2004年 社)日本経済団体連合会 情報通信委員会「税務書類の電子保存に関する報告書」) *2 営業20人が月10件の交通費を紙またはExcelを用いて社内精算し、経理担当が領収書を台紙に糊付し保存するとした場合、申請者・承認者・経理担当が当該業務にかける時間の合計。
- 領収書データ(*2の場合は請求書データ)を取引に紐づけたクラウド会計ソフトを利用し、電子データ化後に紙保存不要とした場合の削減時間。
- *3 インターネットバンキングを利用する中小規模の法人における標準の支払依頼の処理フロー(請求書受領・担当者へ確認・支払稟議作成・支払稟議と外部エビデンスの突合・承認済稟議にて銀行のインターネット バンキングで支払処理・記帳・書類を日付順にファイリング)を紙ベースで行う場合の試算1件あたり20.5分を、中小企業が取引先から受領する請求書(月平均50.2枚)で試算した時間。

(参考) クラウド会計ソフト利用企業の声(外部監査等に利用、紙管理のコスト)

監査や銀行への説明でもクラウド会計ソフトを活用する声

(関西地方、医療福祉施設業、350人規模)

毎年自治体からの監査を各園が受けます。例えば保育関係の監査、会計 監査、自治体に提出する監事監査の書類準備など。35園分の財務諸表と 現況報告書、園単位の請求書も準備しなければなりません。

クラウド会計ソフトでは各園を部門コードに登録することで、ボタンを 押すだけで園ごとの細かい財務諸表まで作成でき、効率化に役立ってい ます。

従来の稟議は紙ベース。印鑑を押して書類受け渡しで行なっていました。 やりとりは本社はメール、園はファックスと、完全な紙文化が占めていました。ペーパーレス化を進めるため、クラウド会計ソフトの電子稟議 システムを使い、稟議申請・承認業務・経理処理・振込業務まで一気通 貫してクラウドで完結させることで、バックオフィス業務が効率化できています。

<u>監査法人には、クラウド会計ソフト等を検索して作業してもらう体制の</u> <u>構築に成功</u>しました。

経営陣がクラウド会計ソフトにログインして経営数値を直接見るようになりました。クラウド会計ソフトのレポートのおかげで、銀行への説明が楽になりました。おかげさまで銀行からの指摘はほとんどありません。

紙とデジタルの二重管理コストに対する企業の声

(北陸地方、コンサルティング業、10人規模)

クラウド会計ソフトによって、**経費精算の承認フローや請求書の支払管理は、電子データで完結**しています。社員が受け取った紙の領収書は、スマホ撮影してクラウド会計ソフトに取込み、電子明細と紐づけて保存・承認を行っていますが、別途、**紙原本は郵送**で社員から会社に送ってもらっています。

クラウド会計ソフトの帳簿の中に、必要な情報は電子データで全部そろっているのだから、紙の現物のチェックはしたくないです。現物チェックの下準備として大変なのは、カード明細が100行あって、そのうち、紙の領収書があるのは60~70くらいなので、取引ごとに現物の存在の有無を確認しないといけない。紙の山から一枚を探すのは無理なので、結局、紙も整理しています。

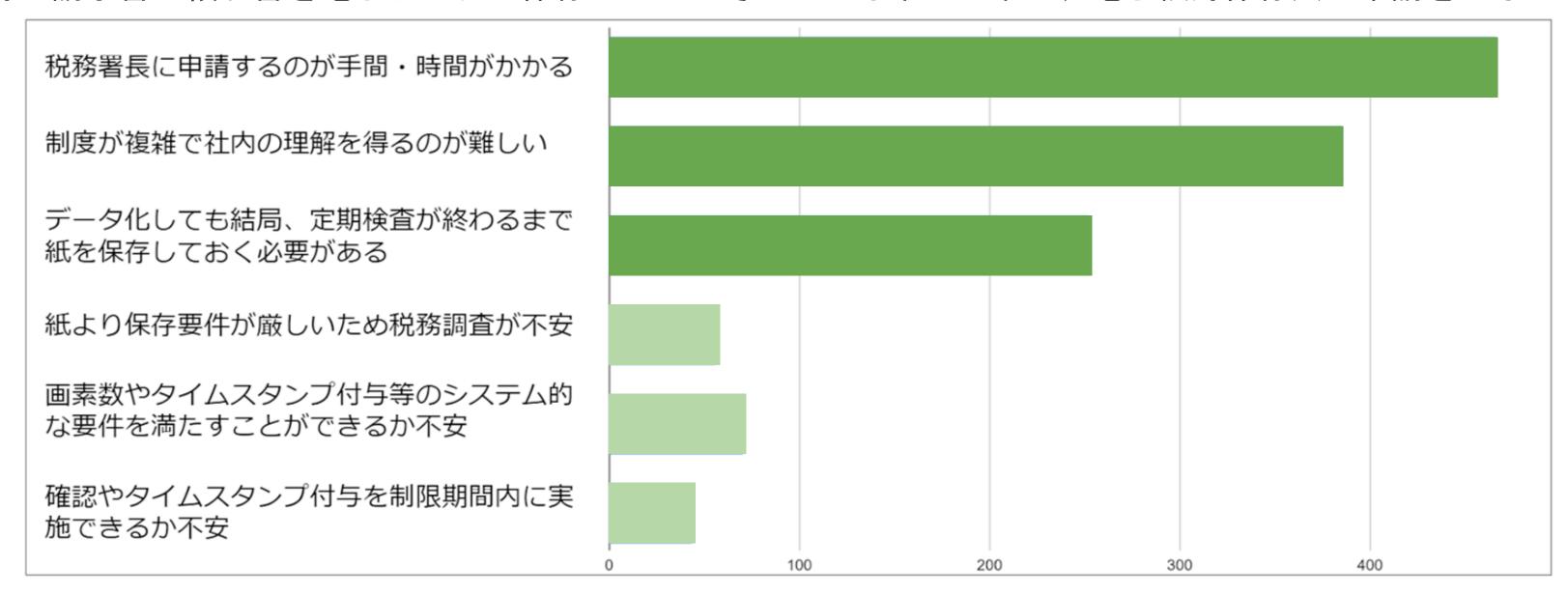
紙の整理は、従業員が10人を超えたころから経営者一人ではさばけなくなったので、パートさんを雇って紙の整理をしています。

<u>電子的に帳簿はきれいについているし証拠の電子データ(クレジット</u> カード会社の電子明細等)もあるのに、紙の整理を法令の保存要件を 満たすためだけにするのは無駄だという気持ちが強いのが正直なとこ ろです。

参考資料

【参考1】中小企業が電子帳簿やスキャナ保存の利用申請をしない理由

帳簿や請求書・領収書を電子データで保存したいと考えている中小企業が、電子帳簿保存法の申請をしない理由*



クラウド会計ソフトの利用者の声

- そもそも人手不足の中、保存のオペレーションを複数人で実施するフロー構築や、税務署申請に時間を割けない。
- 自署する手間や撮影者と確認者を分ける負担を考えると、紙の処理よりも煩雑で、自社の利益にならない。
- せっかくデータ化しても**すぐ捨てられないなら、紙とデータの二重管理**となり、枚数の割に管理が大変になる。

【参考2】中小企業の"ニューノーマル"を阻む紙保存の実態

今年4月以降、在宅勤務をしている中小企業において、**請求書や領収書の処理のためにオフィスに出勤し** た人の割合は5割に達する。

"ニューノーマル"と取引関係書類の紙保存の関係

リモートワーク

- 緊急事態宣言に伴い拡大
- リモートワーク中の"押印出社"が社 会課題化

ワーケーション

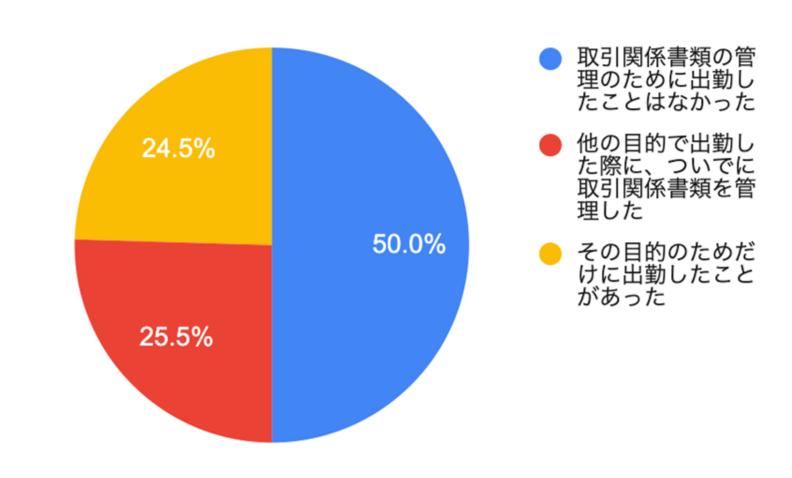
- 旅先で余暇を楽しみつつ働く、新し いワークスタイル

デジタル田園都市

- デジタル技術によって働き方等が柔 軟になり、どこにいても国民の生活 の質は高く維持される社会の実現

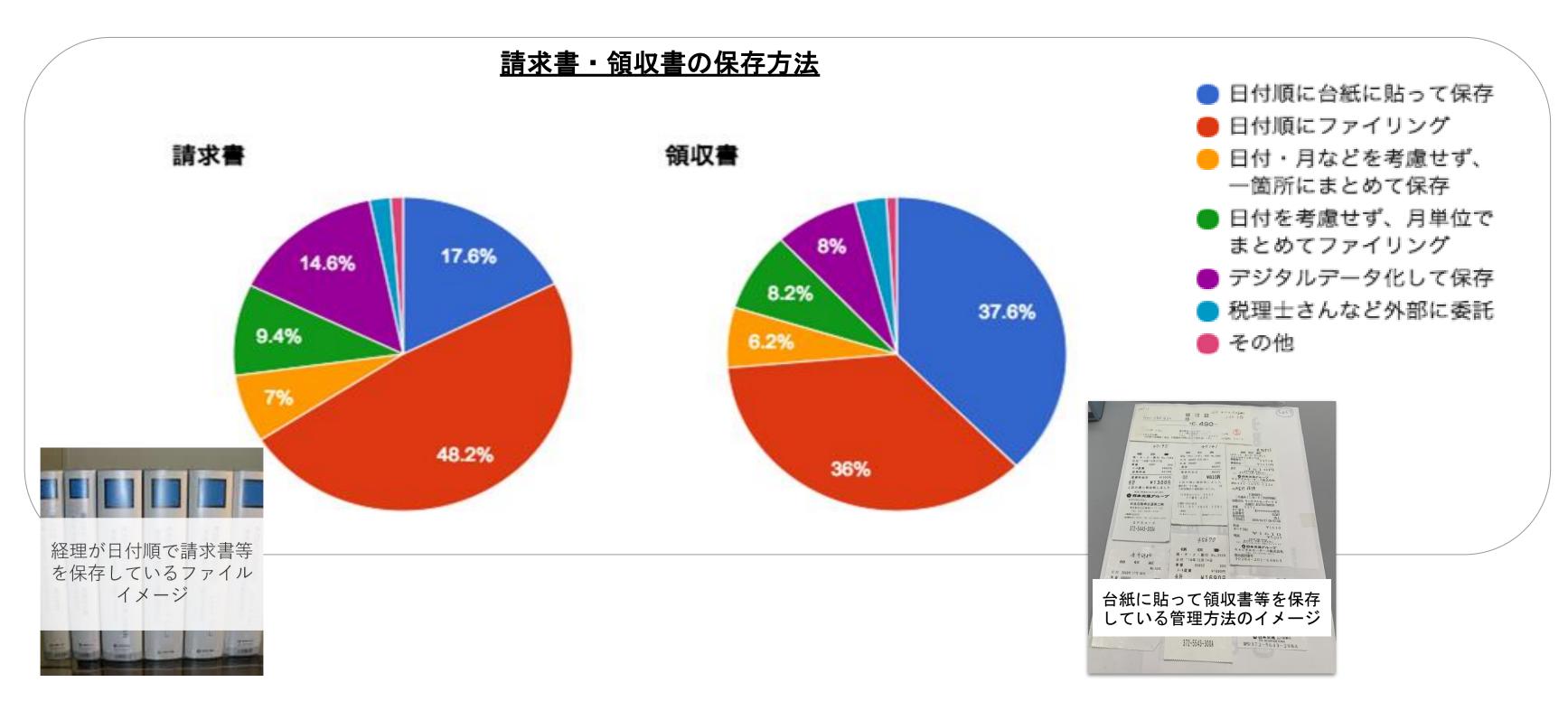
- いずれも**企業の多拠点化**促進につながる概念・トレンド
- 紙をローカルで管理するのではなく、クラウドによりどこから でもアクセス・管理可能にすることで多拠点運営が容易に。

リモートワーク中に請求書・領収書等(取引関係書類) の管理(提出や確認)のために出勤したことがあるか* ※回答対象:リモートワーク実施者



【参考2】中小企業における国税関係書類の保存方法の現状

紙を台紙に貼り付けする、あるいは、ファイリングしているケースが大半を占める*。

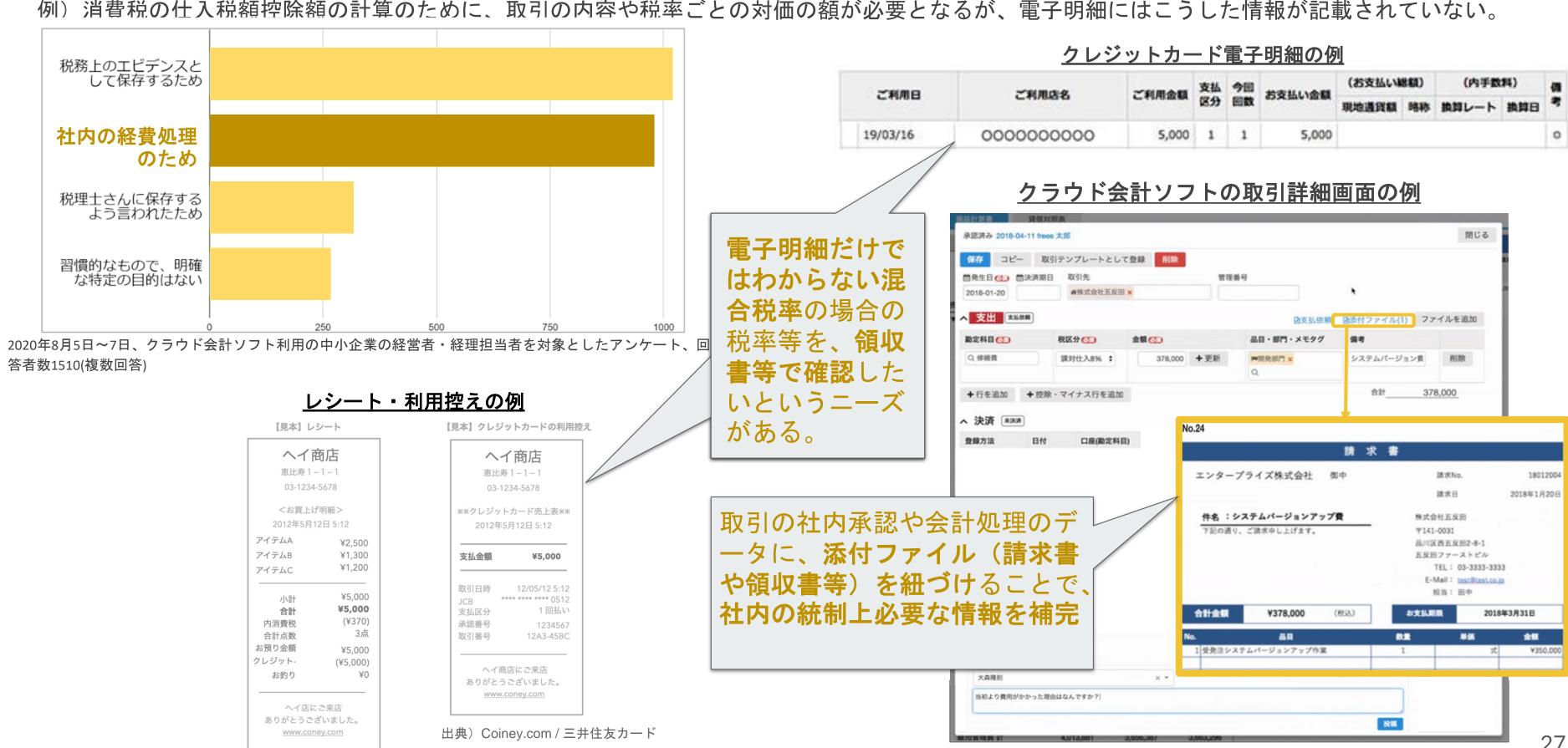


^{* 2015}年12月実施Webアンケート、対象:従業員数300名以下の法人の経営者・経理担当者500名(一般調査)

【参考3】中小企業が請求書や領収書を保存する理由

税務上の要請だけではなく、社内の内部統制や経費処理でも必要なため。

例)消費税の仕入税額控除額の計算のために、取引の内容や税率ごとの対価の額が必要となるが、電子明細にはこうした情報が記載されていない。



【参考4】中小企業における電子明細の利用状況

- 電子帳簿保存法10条(電子取引)では、インターネットバンキング(IB)・クレジットカード・電子マネー等の<u>電子決済の電子明細</u>や、クラウド受発注サービス等の<u>オンライン履歴</u>等の利用者による改ざんが事実上不可能なものを、(いわば業務において利用している形でそのまま) 税務上保存できる規定となっている。(税務署長事前承認やタイムスタンプ付与は不要)
- 一方、<u>中小零細企業においては電子決済の普及に時間がかかる</u>と見込まれ、当面の間、紙の書類をデジタル化して保存するニーズがある。

